島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱

（通則）

１．医療提供体制設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）及び補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２．この補助金は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

（交付対象事業）

３．この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

（１）休日夜間急患センター設備整備事業

昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する休日夜間急患センター設備整備事業

（２）病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業

（３）救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センター設備整備事業

（４）小児医療施設設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する小児医療施設設備整備事業

（５）周産期医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療施設設備整備事業

（６）共同利用施設設備整備事業

昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

（７）地域災害拠点病院設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する地域災害拠点病院設備整備事業

（８）人工腎臓装置不足地域設備整備事業

昭和５９年９月２１日健医発第３３９号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業

（９）院内感染対策設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００９号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業

(10) ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施するＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業

(11) ＨＬＡ検査センター設備整備事業
　平成８年５月１０日健医発第６０３号厚生省保健医療局長通知「ＨＬＡ検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するＨＬＡ検査センター設備整備事業
(12) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業
　「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業
(13) 小児救命救急センター設備整備事業
　「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する小児救命救急センター設備整備事業

（補助事業者）
４．県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下、「補助事業者」という。）とする。

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会等（以下、「公的団体」という。）及び医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は第２項に規定する特定地方独立行政法人並びに公的団体を除く。以下、「民間事業者」という。）

（交付額の算定方法）
５．この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表１の第１欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
（１）交付対象事業のうち、３の（１）及び（３）から（13）に掲げる事業
　ア　別表１の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
　イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
（２）交付対象事業のうち、３の（２）に掲げる事業
　①　市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業
　　ア　別表１の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
　　イ　アにより選定された額の合計額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。
　②　①以外の事業
　　上記（１）による。

別表１

１事業区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1)人口 10 万人以上の場合 １か所当たり 4,400 千円 （ただし、医師が常時３人	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	３分の２

		以上勤務するセンターについては、11,000 千円を限度とする。） (2)人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 １か所当たり 3,300 千円 （ただし、医師が常時３人以上勤務するセンターについては、8,250 千円を限度とする。）		
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） １か所当たり 22,000 千円 （ただし、特別に必要がある場合は、110,000 千円を限度とする。） (2)心臓病専用医療機器 １か所当たり 6,285 千円 (3)脳卒中専用医療機器 １か所当たり 6,285 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の購入費	３分の２
	心電図受信装置	１か所当たり 2,774 千円	心電図受信装置の購入費	
(3) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器（(2)から(5)に掲げるものを除く。） １か所当たり 256,300 千円 （ただし、30 床未満の場合は、１床あたり 8,470 千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、１か所あたり 44,000 千円を加算することができる。） (2)心臓病専用医療機器 １か所当たり	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	３分の２

		62,856 千円 (3)脳卒中専用医療機器 １か所当たり 62,856 千円 (4)小児救急専用医療機器 １か所当たり 62,856 千円 (5)重症外傷専用医療機器 １か所当たり 62,856 千円		
	ドクターカー	１か所当たり 58,737 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	４分の３
	心電図受信装置	１か所当たり 2,774 千円	心電図受信装置の購入費	３分の２
	無線装置	１か所当たり 1,100 千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第６により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(4) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	１か所当たり 26,400 千円 （新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,900 千円に新生児集中治療管理病床１床当たり 1,650 千円を加算した額とする。 ただし、16,500 千円を限度とする。）	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	３分の２
(5) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	１か所当たり 31,975 千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	３分の２
	ドクターカー	１か所当たり 32,039 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	
(6) 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	１か所当たり 220,000 千円	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な共同利用高額医療機器の購入費	３分の２

			共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	３分の１
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	１か所当たり 19,224 千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	３分の２
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	１か所当たり (１)多人数用 14,080 千円 (２)単身用 7,150 千円	人工腎臓装置の購入費	３分の１
(9) 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 １か所当たり (1)50 床未満 1,066 千円 (2)50 床以上 100 床未満 1,386 千円 (3)100 床以上 200 床未満 2,243 千円 (4)200 床以上 300 床未満 3,416 千円 (5)300 床以上 4,590 千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	３分の２
(10) ＮＢＣ災害･テロ対策設備整備事業	ＮＢＣ災害・テロ対策用医療機器等	１か所当たり 33,762 千円	ＮＢＣ災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	２分の２
(11) ＨＬＡ検査センター設備整備事業	医療機器	１か所当たり 22,000 千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	２分の１
(12) 災害･感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	医療機器等	１か所当たり 19,224 千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	３分の１
	緊急車両	１か所当たり 31,685 千円	緊急車輌（緊急車輌に常設する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電気を含む。）の購入費	
(13) 小児救命救急センター設備整備事業	ドクターカー	１か所当たり 32,039 千円	ドクターカーの購入費及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	３分の２

（交付額の下限）

６．交付対象事業について、別表２の第２欄に定める下限額に満たない場合には、交付額の対象としないものとする。

別表２

１　事業名	２　下限額
(1)休日夜間急患センター設備整備事業	１品につき　６６千円
(2)病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業（医療機器に限る）	１品につき　２００千円
(3)救命救急センター設備整備事業（医療機器に限る）	１品につき　２００千円
(4)小児医療施設設備整備事業	１品につき　２００千円
(5)周産期医療施設設備整備事業（医療機器に限る。）	１品につき　２００千円
(6)共同利用施設設備整備事業	１品につき　２，０００千円
(7)地域災害拠点病院設備整備事業	１か所につき　２００千円
(8)人工腎臓装置不足地域設備整備事業	１品につき　１００千円
(9)院内感染対策設備整備事業	１品につき　６６千円
(11)ＨＬＡ検査センター設備整備事業	１品につき　１００千円
(13)小児救命救急センター設備整備事業	１品につき　１００千円

（交付の条件）

７．この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）県から間接補助金（国から交付される統合補助金を財源の全部又は一部とした県からの補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けて行われる事業（以下、「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（２）間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（３）間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（４）間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５）県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（６）間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）間接補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（８）間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（９）間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を

受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙４により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) 県が、交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対して間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付すものとする。

ア　間接補助事業に要する経費の配分の変更には、県知事の承認を受けなければならない。（それぞれの事業の３０％以内の変更（ただし、別表１の５に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表１に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。）は除く。）

イ　間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

ウ　間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。

エ　間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ　間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙５に準じた様式による調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(13) 市町村は、県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

(14) 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア　市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市町村長の承認を受けなければならない。

イ　（２）から（11）に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」

とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙４」とあるのは「別紙４に準じた様式」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(15) (14) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(16) (14) により付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

８．この補助金の交付の申請は、別紙２による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて､別途示す期日までに県知事に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

９．この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月１０日までに行うものとする。

(概算払)

10. この補助金は、県知事が必要があると認める場合は、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、別紙３による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに、県知事に提出して行わなければならない。

なお、８に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たってこの補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

12. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(県内中小企業への配慮)

13. この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

(その他)

14. 特別の事情により５、８、９及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成１９年9月２８日医第６４９号）
１．この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。
附則（平成２０年１２月１日医第９１８号）
１．この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。
２．平成１９年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成２１年８月１２日医第５２５号）
１．この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。
２．平成２０年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成２２年１０月８日医第６２８号）
１．この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。
２．平成２１年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成２４年１０月１５日医第８０３号）
１．この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。
２．平成２３年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成２６年８月２６日医第６２８号）
１．この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。
２．平成２５年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成２７年８月３１日医第６３７号）
１．この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。
２．平成２６年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（平成３０年７月６日医第４６１号）
１．この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。
２．平成２９年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和元年９月２４日医第９７１号）
１．この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。
２．平成３０年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和４年１月１８日医第１４０１号）
１．この要綱は、令和３年４月１日から適用する。
２．令和２年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和５年１月３１日医第１３１８号）
１．この要綱は、令和４年４月１日から適用する。
２．令和３年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和６年１１月２１日医第１０４６号）
１．この要綱は、令和６年４月１日から適用する。
２．令和５年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和７年１１月１２日医第１０６８号）
１．この要綱は、令和７年４月１日から適用する。
２．令和６年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。
附則（令和８年１１月２日医第１０２０号）
１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。
２．令和７年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。